

薬物乱用防止対策を強化

清水虎雄都薬物
専門講師が講義

9月、11月に都委託薬事講習会

つで、今年度は薬物対策を強化する都の方針に基づき、薬物乱用防止対策に関する補助金も別途計上されている。

第一回目は九月九日午後一時三十分から新宿区の都民ホールで開催され、百二十九名が受講した。Ⅱ写真上Ⅱ

志摩忠夫副会長が司会を務め、高山会長が医薬品販売制度の改正や得意先の高齢化、代替わり等の諸課題に言及しながら「顧客から頼りにされ安心して任せられる薬屋になるために、登録販売者資格の取得に向けて年齢に関係なく最後の最後まで挑戦してほしい」と要請。

さらに高山会長は、薬物乱用防止

対策に触れ「配置は各家庭を訪問する啓発活動の第一人者として頑張らねばならない」と指摘、業を通じての薬物乱用防止活動への一層の取り組みを求めた。

新配置許可は25件

ついで都福祉保健局健康安全部薬務課の古屋正裕課長が「最近の薬事行政」のテーマで講義。薬物乱用の現況や都の取り組み等を説明したあと、医薬品の新販売制度の概要をはじめ、既存配置の資質向上研修、登録販売者試験の実施状況、制度定着状況調査などに関して説明を行った。この中で同課長は、同日現在の配置販売業の業許可件数として既存配置

が四百件、新配置が二十五件としたほか、厚生労働省が今年度も制度定着調査を実施する意向であることなどを伝えた。

加えて古屋課長は新販売制度定着に向け「新制度が定着しないと、またいような議論が出て来ることになる。情報があってこそ医薬品であり、配置も一定の研修やトレーニングが重要。一般用医薬品の適正使用に向けて必要な情報を積極的に消費者に提供するのが皆さんの役割。そのためにも自己研鑽や情報収集に努めてほしい」と要請。

ひきつづき都薬務課の及川曉薬事免許係長が「薬事法改正と配置販売業」の演題で講義。薬事法改正における一般用医薬品の販売に関する考え方や厚生労働省から提示されたQ&Aについて詳細に解説した。

小憩後、都薬物専門講師で救心製薬(株)薬事部長の清水虎雄氏を講師に

迎え、「薬物乱用防止と薬事関係法規・制度」で講義を受けた。冒頭、都がこのほど作成した薬物乱用防止DVD「NO!ドラック人生の別れ道」を観賞。このあと清水講師が薬物の種類や薬物依存症などを解説し、薬物についての正しい理解とともに、乱用防止啓発への協力などを求めた。

また同講師は、厚生労働省の登録販売者試験問題作成の手引きの第四章「薬事関係法規・制度」について、数多くの例題を示しながら詳細な解説を行った。

第二回目の都委託薬事講習会は十一月五日午後一時三十分から中野区中野二一九一七の「なかのZERO」小ホールでひらかれ、百十二名が受講した。

高山会長あいさつのおと、都福祉保健局健康安全部薬務課の戸栗大仁薬事免許係長が「改正法と最近の薬務行政」のテーマで講義。

ひきつづき講師に迎えた救心製薬(株)薬事部長の清水虎雄氏が「麻薬・覚せい剤乱用防止啓発」並びに「配置販売業の理念・倫理・関連法規」をテーマに明快な講義を行った。



(株)東京都医薬品配置協会では、九月九日並びに十一月五日の二回にわたり、都委託薬事講習会を開催、延べ二百四十一名が受講した。同講習会は東京都から業務委託を受け、配置業界全体の資質向上を目的に実施している都配置協会の主要事業の一



古屋都薬務課長



及川都薬事免許係長



清水虎雄講師